施設使用料等の見直しに関する基本方針

平成１９年１１月２０日
平成３０年７月３日一部改訂
滋　賀　県　長　浜　市

１　目的

長浜市公共施設見直し方針（平成１９年１１月１日策定）に基づき、負担の公平性を確保するため、行政サービスの提供に必要なコストについて、サービスの公共性や受益性の度合いなどに応じ、施設使用料等の見直しを行い、適正化を図ることとする。

２　基本方針

(1) 受益者負担の原則

施設の維持管理費等に要する経費は、税で賄い、市民全体で負担することとなるが、使用料として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条に基づき、公共施設等の利用者からその利用の対価を負担していただいている。

このことから、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくという受益者負担の考えを原則とする。

(2) 体系的な施設使用料の設定

使用料の算定方法を明らかにすることは、利用者自身が負担する使用料の根拠を知るとともに、納税者が税負担の適正性を確認する上でも重要なことだと考える。

このため、施設の利用に係る経費の考え方を整理し、利用者で負担する部分と税で負担する部分を明確にするとともに、使用料の設定単位や同種の施設については料金をそろえるなど、市民にとってわかりやすい使用料設定を行うこととする。

(3) 施設使用料減免基準の見直し

施設使用料は、その施設を利用される人から等しく負担していただくことが原則であるが、例外的にその負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を免除することとしている。

しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来的な負担の公平性を損なうとともに、利用者層の固定化を招く恐れを生じることとなる。

そこで、これまでの減免基準の見直しを図り、市民にとってわかりやすく、かつ利便性を高めるため、施設使用料の減免及び減免見合い分の補助金交付については、原則として廃止し、使用料金の複数段階設定により、利用者負担の軽減を行う。また、受益者負担の原則を徹底するための適切な運用を目指すため、使用料金の複数段階設定については、対象の明確化を図る。

【使用料金の複数段階設定のイメージ】

利　用　区　分	単　位	金　額
一　般	１時間	1,000 円
市・市教育委員会・当該施設の指定管理者の共催事業		500 円
中学生以下の子どもが利用する場合		500 円
市外の方の利用、営利目的をもって催物を行う場合		2,000 円

３　使用料見直しの範囲

(1) 見直し対象施設

長浜市公共施設等総合管理計画（平成２７年３月策定）に記載されている施設のうち、行政財産であり、条例に使用料が規定されている（規定が無いため無料としているものも含む。）施設（長浜市港湾等管理条例）

(2) 見直し対象外施設

①法令等により、使用料を徴収することができない施設
　例：小学校、中学校、図書館　など
②法令等により、算定基準が規定されている施設
　例：市営住宅、デイサービスセンター　など
③利用者が不特定多数のため受益者を特定し、負担をもとめることが適切でない施設
　例：道路、公園　など

４　施設使用料の設定

(1) 負担区分

公共施設については、行政サービス基盤の整備、市民活動・地域活動の支援といった観点から、使用料収入のみではなく、市が一定の税負担により施設の整備・管理運営を行うことも必要と考えられることから、使用料については、市の共通ルールとして、施設の維持管理・運営に係る経費のうち経常的管理運営費の一定割合を利用者負担とすることを基本とし、次の基本式により設定する。

参考使用料＝原価×利用者負担割合

【施設に要する経費の範囲と負担区分のイメージ図】

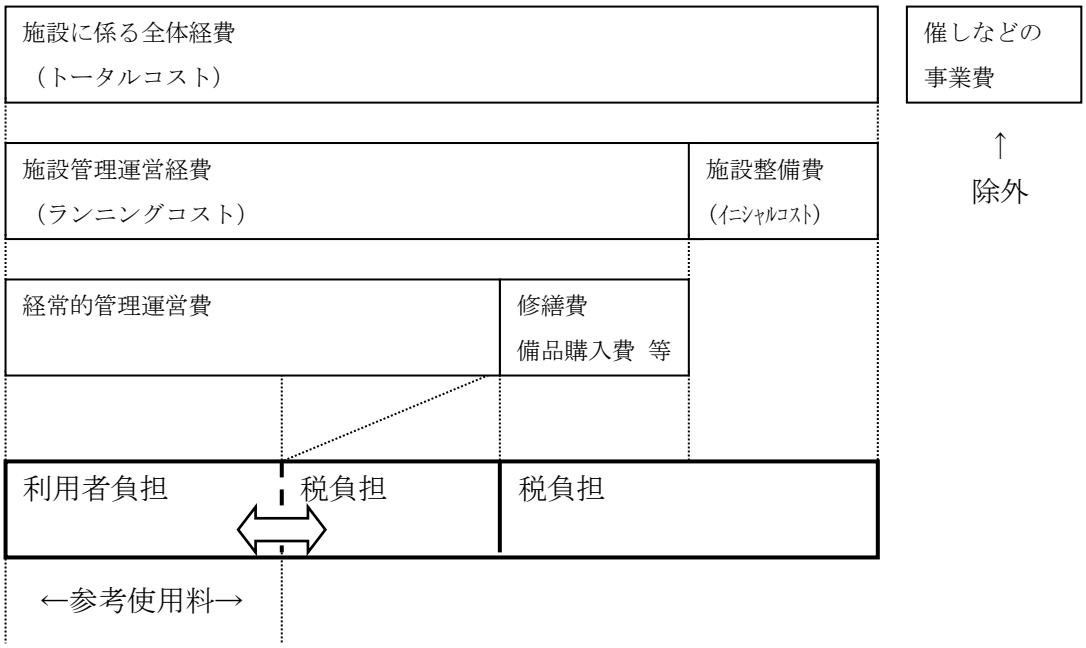

(2) 経常的管理運営費について

次の経費を経常的管理運営費として算入する。

項　目	内　　容
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員の人件費（財務書類４表のうち行政コスト計算書における賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を含む。）。他の業務や他の施設と兼任している場合等については、当該施設の維持管理や運営に携わる分を按分して算入する。
物件費	光熱水費、委託料など施設の維持管理や運営に係る経費。施設で行われる自主事業等の経費や備品購入費は除外する。
補助費等	施設の火災保険料など

(3) 原価の計算方法

ア　貸し切り利用の施設

ホールや会議室、グラウンド等のように、ある一定の区画（部屋）を貸し切りで利用する場合については、１㎡・１時間当たりの原価を計算した上で、利用面積を乗じて、原価を計算する。

原価＝１㎡・１時間当たりの原価×利用面積

ここで、１㎡・１時間当たりの原価＝経常管理運営費÷利用可能面積合計÷利用可能時間とする。

イ　不特定多数利用の施設

プールなどのように、ある一定の区画（部屋）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については､利用者一人当たりの経常的管理運営費を原価とする。

原価＝経常的管理運営費÷施設利用者目標数

(4) 利用者負担割合

使用料の設定にあたっては、施設毎のサービスの性質を考慮しながら、施設を分類し、その公共性に応じて、利用者と市民が納める税で適正に負担を分かちあうことが必要である。

そこで、施設のサービスの性質を次の二つの基準により分類し、その公共性に応じて「税負担」と「利用者負担」の割合を設定する。

①サービスが必需的なものか、選択的なものか

・必需的サービス　市民が日常生活を営む上で最低限必要とするサービス

・選択的サービス　市民が生活や余暇を快適で潤いのあるものにするためのサービス

②サービスが民間的なものか、公共的なものか

・民間的サービス　民間でも同じような施設が提供されているサービス

・公共的サービス　民間では提供されにくいサービス

【施設の性質別分類のイメージ図】

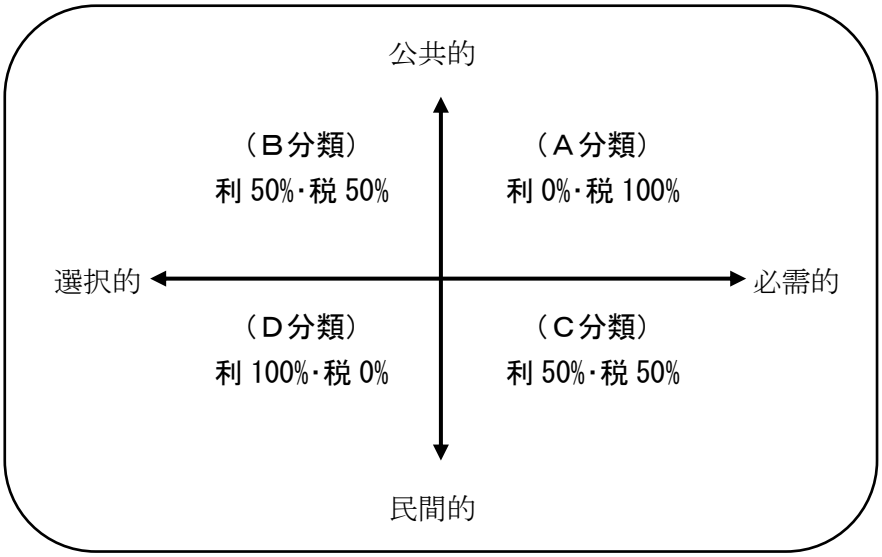

【施設の性質別分類と負担率】

分類	主 な 施 設	負担割合
A	道路、公園 児童館	利用者　0% 税　100%
B	社会福祉施設 まちづくりセンター施設	利用者 50% 税　50%
C	保育園　(*) 幼稚園　(*)	利用者 50% 税　50%
D	文化施設、スポーツ施設 宿泊施設、駐車場　(*)	利用者 100% 税　0%

注　*印（単に施設を利用するというより、そこで提供されるサービスの利用にかかる対価としての性質をもっている施設、あるいは、近隣・民間に準拠して定める必要性が強く、市として原価により使用料を設定することが困難な施設）は、他の基準で使用料を決定するもの。（位置付けだけを参考として表に記載）

(5) 新使用料の設定基準

新使用料は、(1)で求めた参考使用料を基本として、現行使用料及び市内外の類似施設使用料を比較検討した上で、原則として次の基準により設定する。

① 全ての見直し施設について、新使用料は、１時間単位かつ１０円単位の設定とする。
② 類似施設や同規模施設については、同じ部類に属する参考使用料の平均値を基本として、新使用料を設定する。
③ 消費税の適正な転嫁のため、条例等に表示する使用料の金額表記はすべて外税表記とする。

(6) 新使用料の複数段階設定

新使用料の複数段階設定については、新使用料に次の割合を乗じることを基本としてアに基づき設定することとする。また、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は即売会その他の営利的な目的をもって催物を行う場合は、イに基づき設定することとする。

なお、やむを得ず開館時間以外の時間に施設を使用させる場合は、新使用料の複数段階設定の１．５倍を目安として設定することとする。

ア

市、市の行政委員会及び当該施設の指定管理者が主催又共催（人的又は金銭的な負担を要するものに限る。）する事業	５０％
中学生以下の子どもが利用する場合	５０％

市外の団体若しくは個人が利用する場合又は施設の設置目的以外の目的で利用する場合	２００％

イ

中学生以下の子どもが利用する場合	５０％
団体（２０人以上）が利用する場合	８０％
旅行券契約を締結した旅行業者の発行した旅行券を精算する場合	施設ごとに設定

５　急激な負担増への配慮

４により、新使用料が設定されるが、これまで利用のほとんどが無料若しくは免除となっている場合又は、新使用料が１時間当たりの現行使用料を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増となるため､原則として次のような対応を図ることとする。

①現行使用料が無料の施設又は利用者の９割以上が減免等により無料で利用している施設については、２００円を上限として設定する。
②新使用料が現行使用料の２倍以上になる場合は、利用者の急激な負担増とならないよう、新使用料は現行使用料の２倍を目安として設定する。

６　使用料の見直しにあたって

施設使用料の見直しにあたっては、次の事項に留意しつつ、今後３年を目途に継続的に見直しを行っていくこととする。

①受益者負担の考え方、新使用料の設定根拠、減免規定の見直し理由などを明確にし、市民にわかりやすく説明するよう努めること。
②使用料の増額は、施設利用者数の減少につながることから、施設内サービスの向上を図るとともに、利用者数の維持・増加による使用料収入を確保するよう努めること。
③合理的・効率的な施設の管理運営を行い、維持管理コストの削減に努めること。